

## 特定税額控除規定の適用可否の判定に関する明細書

特定税額控除規定の適用可否の判定に関する明細書			事業年度	：	：	法人名		
継続雇用者給与等支給額に係る要件	期末現在の資本金の額又は出資金の額	1	円	国内設備投資額	8	円		
	期末現在の常時使用する従業員の数	2	人	当期	【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。			令五 四 一 以後終了事業年度分
	継続雇用者給与等支給額(21の①)	3	円	当期償却費総額の30%相当額 $(9) \times \frac{30}{100}$	10	円		
	継続雇用者比較給与等支給額(21の②)又は(21の③)	4	円	(8) > (10)	11	該当・非該当		
	継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(3)-(4)}{(4)}$ $((3)-(4) < 0$ 又は $(3)=(4)=0$ の場合は 0)	5	円	対象年度の基準所得等金額 $((\text{別表四「52の①」「37の①」「38の①」「40の①」「42の①」「44の①}) + (\text{別表四付表「5の①}})) + (\text{別表七の二「5」「11」}) \times \frac{\text{対象年度の月数}}{\text{マイナスの場合は 0}}$	12	円		
	(1) $\geq 10$ 億円かつ(2) $\geq 1,000$ 人の場合において、(13) $> 0$ のとき又は設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当するとき $((5) \geq 0.01$ 又は $0.005)$ 又は $((3)=(4)=0)$	6	該当・非該当	前事業年度の基準所得等金額の合計額 $((\text{前事業年度の月数調整前の(12)}) \times 12)$ の合計 (マイナスの場合は 0)	13	円		
	同上以外の場合 $((3) > (4))$ 又は $((3)=(4)=0)$	7	該当・非該当	(12) $\leq$ (13)	14	該当・非該当		
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算								
				継続雇用者給与等支給額の計算	継続雇用者比較給与等支給額の計算			
				当期	前事業年度	前一年事業年度特定期間		
				①	②	③		
事業年度等	15							
継続雇用者に対する								
同上の給与等に充てるた を受ける金額								
同上のうち雇用安 全措置によるもの								
差 $(16) - (17)$								
当期の月 $(15)(3)$ の								
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比 較給与等支給額 $(19)$ 又は $((19) \times (20))$	21	円						
当期償却費の額 $(22)$		円						
損益計算書に計上された減価償却費の額 $(22) + (23)$		円						
剩余金の処分の方法により特別償却準備金とし て積み立てた金額その他上記以外の金額 $23$		円						